

5.
**日本語教育・外国人児童生徒等への
教育等の充実**

外国人等に対する日本語教育の推進

令和7年度要求・要望額 2,120百万円
 (前年度予算額 1,583百万円)



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

※合計要求・要望額には以下のほか情報検索コンテンツの運用等10百万円を含む

1 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

- 620百万円 (495百万円)
- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和7年度には60自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

2 日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充)

- 170百万円 (148百万円)
- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

3 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

- 24百万円 (24百万円)
- NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセシビリティが困難な外国人への日本語教育等)

1 認定日本語教育機関活用促進事業(新規)

- 352百万円 (新規)
- 認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、外国人材輩出と教育投資促進の好循環のモデルを創出。
- 企業等との連携によるカリキュラム開発
- 教育手法の高度化
- 教育効果の検証手法の確立
- 外部資金調達スキーム構築等

2 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)

- 386百万円 (376百万円)
- 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
- 日本語教員試験の実施
- 日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用
- 現職日本語教師への講習実施(経過措置)

3 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

- 251百万円 (241百万円)
- 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
- 現職日本語教師研修プログラム普及
- 日本語教師養成・研修推進拠点整備
- 日本語教師の学び直し・復帰促進
- アットデパート研修

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

条約難民等に対する日本語教育

- 237百万円 (240百万円)
- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 令和5年度入管法改正により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。

4 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)

- 41百万円 (25百万円)
- 日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

5 日本語教育に関する調査及び調査研究

- 18百万円 (17百万円)
- 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研究)。

6 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

- 11百万円 (11百万円)
- 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
- (日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
- (日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
 - ・外国人との共生社会への寄与
- (担当：総合教育政策局日本語教育課)

(1) 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育 推進事業

(前年度予算額 494,548千円)

令和7年度要求額 620,498千円

1. 趣旨

この事業は、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、「生活者としての外国人」が必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語学習機会の確保を図ることを目的とし、地方公共団体が自らの日本語教育環境の強化に向け、関係機関等と有機的に連携して行う総合的な体制づくり等の事業に要する経費の一部を補助するものである。

2. 事業内容

(1) 企画評価会議の実施 5,956千円 (5,932千円)

地方公共団体が応募するプログラムの選考を行うとともに、採択となった地方公共団体が行う事業に対する指導助言を行う。

(2) 地域日本語教育の総合的な体制づくりへの支援 581,315千円 (455,389千円)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）、及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定。以下「日本語教育の基本方針」という。）を踏まえ、全国的な日本語教育の更なる推進に向け、以下に掲げる地域における日本語教育の総合的な体制づくり、及び日本語教育事業に対する補助を行う。

① 広域での総合的な体制づくり

都道府県・政令指定都市が、関係機関と連携して行う地域日本語教育の環境を強化するための体制づくりの支援。

- ・都道府県・政令指定都市が、域内の市町村と連携し日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の計画策定や関係機関との連絡調整、各地域への指導助言等を行い域内の司令塔機能を担う「総括コーディネーター」、及び地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」の配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置、オンラインによる広域の日本語教育実施体制の構築等）に対し、その推進を図る観点から、補助を行う（補助率：1/2を上限）。

② 地域の日本語教育水準の維持向上

都道府県・政令指定都市が整備した体制のもとに、日本語教育人材を活用し、関係機関と連携して実施する地域日本語教育（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）の支援。

- ・ 域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育の実施
- ・ 域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育を実施するための経費（教育プログラムにおけるICTの活用、教材作成、研修等に係る経費を含む）への補助を行う（補助率：1/2を上限）。

なお、外国人が「自立した言語使用者」として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるようにする必要があることから、以下のような「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を行う地方公共団体に対しては①②の補助率を最大2/3とする。

- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

③ 地域における日本語教育の実施への支援

日本語教育の以下の取組に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。

- ・ 市町村が、都道府県を始めとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等（間接補助、補助率：1/2を上限ただし、②なお以下の取組を実施する市町村については補助率：2/3を上限）。

（3）地域日本語教育の推進の全国展開に向けた連携強化 33,227千円（33,227千円）

日本語教育推進法、日本語教育の基本方針、及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを踏まえ、上記取組の優良事例の普及、各地が抱える日本語教育の様々な課題とその取組状況についての情報を共有・流通し、課題解決のための連携強化及びネットワーク化を図るための場として、全都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による日本語教育推進のための連絡会議を全国3地域に分けて開催するとともに、補助事業により配置された全実施団体の総括コーディネーターの協議会を開催する。

併せて、都道府県・市町村において日本語教育の推進を担当する職員を対象として、日本語教育推進法で明記された地方公共団体の責務遂行のための企画立案能力等の向上を図る「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」を開催する。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業



令和7年度要求・要望額 620百万円
(前年度予算額 495百万円) 文部科学省

背景・課題

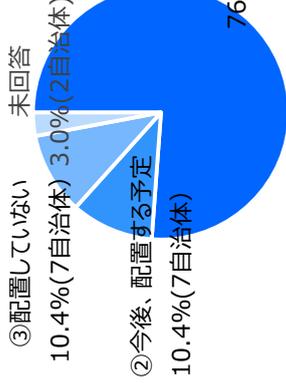
都道府県・政令指定都市におけるコーデイネーターの配置状況

① 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等」に取り組みといった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。

② 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーデイネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。

③ 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。

※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 58.1百万円（前年度 45.5百万円）
対象：都道府県・政令指定都市 件数：60件（前年度 47件）
補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ① 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ② 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーデイネーター」配置
- ③ 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーデイネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

② 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行

i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3.3百万円（前年度 3.3百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

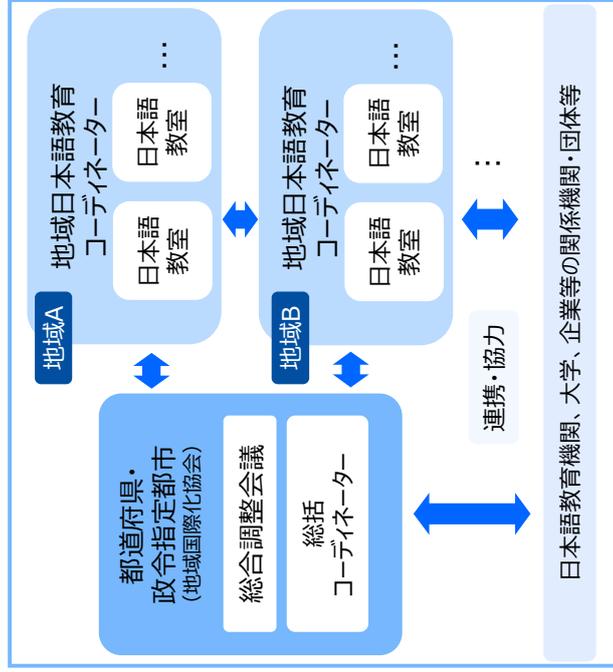
- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



(2) 認定日本語教育機関活用促進事業

(新 規)

令和7年度要求額 351,612千円

1. 趣 旨

我が国に在留する外国人の急激な増加や日本語学習のニーズ多様化を背景に、日本語教育の環境整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。）により、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度が創設された。

日本語教育機関認定法に基づいて認定を受けた認定日本語教育機関を活用し、多様なニーズに応じた質の高い日本語教育が提供されるようにするため、認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、外国人材の輩出と教育投資の促進の好循環モデルを創出する。

2. 事業内容

企業等が求める日本語能力を身に付けた外国人材の輩出と教育投資の促進の好循環モデル創出に向けて、全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、質の高い日本語教育の提供や日本語教員の給与水準の改善等を自律的に実現するためのスキームを確立する。

認定日本語教育機関活用促進事業

令和7年度要求・要望額 352百万円
(新規) 文部科学省

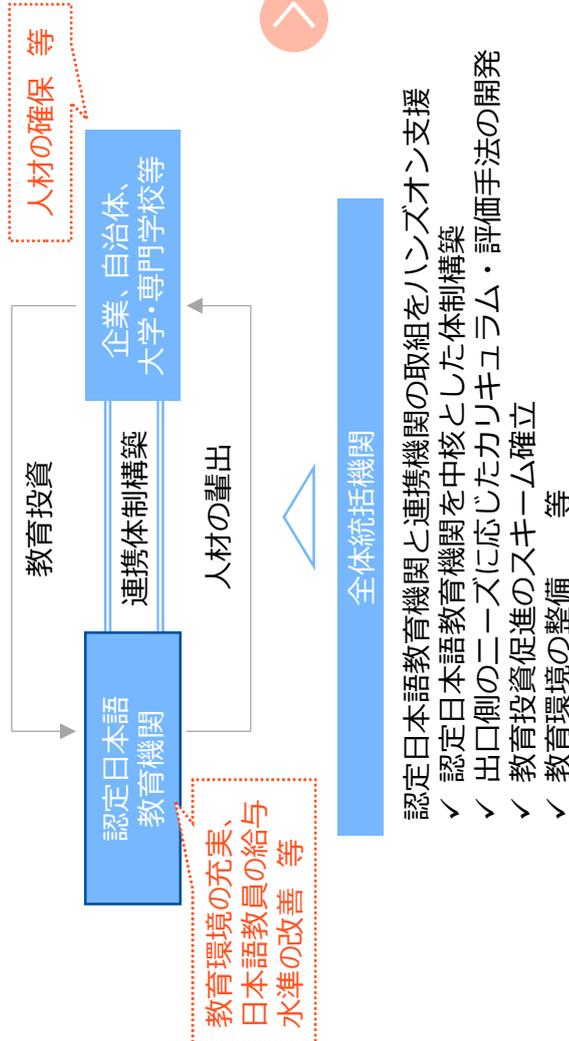
背景・課題

- 我が国で生活・就労する在留外国人は急増 (H25: 207万人^{※1}) しており、外国人等への質の高い日本語教育の提供が不可欠。
- 日本語教育機関の卒業後は高等教育機関等への進学だけでなく、就職の割合も増加 (H21: 1.6%→R4: 10.6%^{※2}) してきており、出口側のニーズに応じた日本語教育を提供する体制の構築が急務。
- 一方、個々のニーズに応じた日本語教育へのアクセシビリティや地域・職場等における能力の発揮、日本語教員の処遇等は大きな課題となっており、認定日本語教育機関を中核として、関係者が一体となった体制の構築と活用が必要。

(出典) 1: 出入国在留管理庁、2: 外国人留学生在進路状況調査 ((独) 日本学生支援機構)

事業概要

- 企業等が求める日本語能力を身に付けた外国人材の輩出と教育投資の促進の好循環創出に向けて、全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、質の高い日本語教育の提供や日本語教員の給与水準の改善等を自律的に実現するためのスキームを確立。
- 令和10年度までの経過措置期間を集中強化期間として位置づけ、日本語教育機関を活用するモデルを創出。



【事業スキーム】

- 期間: 5年間
- 委託先: 民間事業者
(全体統括機関から認定日本語教育機関へ一部再委託)

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞

(令和6年6月21日閣議決定)

(外国人材の受入れ)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(中略) 認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

・ 地域経済の活性化
・ 外国人の就労機会の充実

アウトプット (活動目標)

- 質の高い教育のための体制構築・環境整備
- 質の高い教育に係る定量的な分析

短期アウトカム (成果目標)

- 質の高い認定日本語教育機関のモデルの提示
- 日本語教員の処遇改善

中期アウトカム (成果目標)

- 質の高い認定日本語教育機関の増加
- 修了後の出口保証

長期アウトカム (成果目標)

- 優れた留学生の確保
- 質の高い労働者の確保
- 共生社会の実現

(担当: 総合教育政策局日本語教育課)

(3) 外国人児童生徒等への教育の充実

(前年度予算額 1,150,056千円)

令和7年度要求額 1,404,889千円

1. 趣旨

我が国には外国人が令和5年末時点で341万人在留している（令和4年12月末に比べ約34万人増加）。深刻な人手不足を踏まえ、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成31年4月から、新たな在留資格「特定技能」が創設され、また、在留期間の上限がなく、家族滞在も可能な「特定技能2号」の対象となる分野が拡大されるなど、今後、更なる在留外国人の増加が見込まれており、さらに、就労する外国人は令和5年10月末時点で205万人となり過去最高を更新している。

こうした背景に伴い、公立学校に在籍する外国人児童生徒は令和5年5月1日現在12万9,449人であり、前年度と比べると、10,659人増加している。また、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、令和5年5月1日現在で6万9,123人と、この約10年で1.9倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景等の多様化も進み、集住地域・散在地域でのそれぞれの課題も表面化しているが、特に、これまで外国人児童生徒等教育への取組の実績や知見が十分でない散在地域における学校での指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）を策定し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。（後略）」を明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和6年6月21日一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂：令和6年6月21日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」には、補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、学校での日本語指導体制の構築、外国人児童生徒等教育アドバイザーの活用、高等学校におけるキャリア教育や進路指導の取組の充実、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）、プレスクールの実施、地域における就学状況・就学ガイダンスの実施等の取組を進めること等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学を促進する

とともに、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

2. 事業内容

(1) 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 **709 千円 (709 千円)**

帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等を対象に、必要な施策やその実施に当たっての諸課題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を行う。

(2) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

【補助率 1/3】 1,361,659 千円 (1,104,092 千円)

I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

1,250,539 千円 (1,008,879 千円)

帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等 ICT の活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとした支援の充実等、自治体の外国人児童生徒等の教育の充実に係る取組に対して支援する。

＜補助対象：都道府県・市区町村（指定都市・中核市以外は間接補助）＞

II 外国人の子供の就学促進事業

111,120 千円 (95,213 千円)

生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導等に係る自治体の取組に対して支援する。＜補助対象：都道府県・市区町村＞

(3) 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

22,167 千円 (11,333 千円)

全国的に増加する外国人児童生徒等への教育支援体制の構築や一層の充実にむけて、アドバイザーによる自治体等への指導・助言、外国人児童生徒等向けの学習教材・文書作成等に利用されるポータルサイト「かすたねっと」の整備、就学状況や学校での日本語指導に係る実態把握のための継続的な調査等を行う。

(4) 外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究

20,354 千円 (新規)

日本語指導が必要な高校生等の中途退学率は全高校生等よりも高く、進学率は低く、進学も就職もしていない者の率は高い。外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要であるため、高等学校における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、支援方策等の具体的な検討や研究協力校等による実践を行う。

外国人児童生徒等への教育の充実

令和7年度要求・要望額 1,405百万円
 (前年度予算額 1,150百万円)



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

入国・就学前

- ・ 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- ・ うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・ 年間で8.5%が中退
- ・ 大学等進学率は46.6%

現状・課題

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業(拡充)
 (H27年度～)
 111百万円(95百万円)

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
- ・ 就学状況等の把握、就学ガイダンス
 - ・ 日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,251百万円(1,009百万円) (拡充)

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
- ・ 拠点校方式による指導体制構築 ・ 日本語指導者、母語支援員派遣
 - ・ オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 - ・ 高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 22百万円(11百万円) (拡充)

- ・ 「かすたね」とによる多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・ アドバイザーによる指導・助言 ・ 外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円(0.7百万円)



外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究 (新規) 20百万円

- ・ 高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、支援方策等の具体的な検討を行う。
 - ・ 研究協力校等において、教育委員会や関係団体等と連携し、外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育や、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、生活相談・進路相談等の包括的な支援を実施する事例を創出する。
- ⇒ (本事業により達成される成果)
 キャリア教育や支援の体制を構築することにより、全国の高等学校や自治体において、外国人生徒等のキャリア支援を実施することができる

指導内容構築

体制整備

6.
**海外で学ぶ日本人児童生徒の
教育機会の充実**

(1) 在外教育施設の機能強化（教師派遣）

（前年度予算額 17,958,312千円）

令和7年度要求額 19,004,632千円

1. 趣旨

海外に在留する日本人の子供に日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校や補習授業校等の在外教育施設が設置されている。

急速な社会のグローバル化の進展に伴い、企業等の海外進出により帯同する子供の教育環境の整備・充実も不可欠である。また、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成の推進が求められている。

令和4年6月に「在外教育施設における教育の振興に関する法律」(令和4年法律第73号)が公布・施行され、在外教育施設における教育の振興についての法的位置付けが明確となった。この法律においては、基本理念として、①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、②在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、そして、③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることが定められている。これらの理念、更には、令和5年4月に策定された「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や「在外教育施設未来戦略2030」(令和3年6月)等を踏まえ、国内と同等の学びの環境整備や在外教育施設ならではの教育の特色化支援など、在外教育施設がグローバル人材の育成や国際相互理解の増進に寄与するための取組の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 在外教育施設の教育環境の改善

国内と同等の学びの環境を整備するため、派遣教師の計画的な配置を実現し、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、免許外指導の縮小、特別支援教育や日本語指導の充実を図る。

在外教育施設派遣教師 1,373人 → 1,393人

(2) 在外教育施設における教育環境整備事業

在外教育施設の1人1台端末の実現を着実に実施するため、日本人学校等におけるICT端末の更新・整備及びICT支援員の配置に係る費用を補助する。

(3) 特色ある在外教育活動支援実証事業

国内外の教育人材の活用により、特色ある教育活動を行うための効果的手法の実証研究を行う。

在外教育施設の戦略的な機能の強化

令和7年度要求・要望額 19,005百万円
(前年度予算額 17,958百万円)



文部科学省

【在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進】

理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進を図られるようにすること

基本方針 ①在留邦人の子の学びの保障 ②国内同等の学びの環境整備 ③在外教育施設ならではの教育の充実

1. 国内同等の学びを確保するための教育環境の改善

（1）派遣教師数の改善 18,311百万円（570百万円増）

◆在外教育施設教員派遣事業等（S53～）

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

- ☞ **少人数**によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、**免許外指導の縮小**、**特別支援教育の充実**、**日本語指導の充実**、**在勤手当等システム改修**の促進

◆派遣教師の選考・研修（H1～）／校長研究協議会の実施（H8～）／派遣教員事務処理（S56～）

（2）教育環境の改善 471百万円（338百万円増）

▽教材整備費（S42～）／通信教育事業費補助（S47～）等

在外教育施設における教育環境整備

- ☞ 在外教育施設における**1人1台端末の計画的な更新・整備**及び**ICT支援員の配置**

（3）教育推進体制の整備 78百万円

▽スクールカウンセラー派遣（R1～）／派遣教師の安全対策（H22～）等

2. 在外教育施設ならではの教育・方法の充実強化

国内と同等の教育環境整備とともに、在外ならではの特色化・多様化を推進するための支援の充実

◆特色ある**在外教育活動支援実証事業** 145百万円（新規）

- ☞ 国内外の教育人材の活用により、**特色ある教育活動を行うための効果的手法の実証**

▽在外教育施設重点支援プラン（R4～）

▽在外教育アドバイザーの設置（R4～）

53百万円（上記1.（3）の内数）

15百万円（上記1.（3）の内数）

法律を踏まえた対応

- ・在外教育施設の教職員の確保(法第8条)
- ・在外教育施設の教職員に対する研修の充実等(法第9条)

教育DXの推進

- ・在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化(法第10条)
- ・在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保(法第11条)
- ・在外教育施設の安全対策等(法第12条)
- ・在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等(法第13条)
- ・調査研究の推進等(法第14条)

グローバル人材の育成

(担当：総合教育政策局国際教育課)

7.

**地域と学校等の連携・協働による地域の
教育力の向上や体験活動の充実、
学校安全体制の整備等**

(1) 学校を核とした地域力強化プラン

(前年度予算額	7,637,021千円)
令和7年度要求額	8,307,843千円

1. 趣旨

少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、学校規模の小規模化や学校統廃合の進行等を背景に、子供たちを取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭における子供を取り巻く課題も複雑化・困難化している。

学校・家庭・地域が個別にこうした課題を解決していくことはもはや困難な状況であり、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して課題解決に取り組み、地域全体で子供たちの成長を支えることが必要不可欠なものとなっている。

そのため、本事業では、地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指し、学校を核とした地域の活性化に繋げる。

2. 事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 7,623,899千円(7,050,000千円)

各地方自治体における、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入及び充実に向けた取組と、地域住民等の参画による学校における働き方改革に資する取組や多様な学習支援・体験活動等をはじめとした地域学校協働活動とを一体的に支援する。

これにより、地域と学校の連携・協働を進め、自立的・継続的に課題解決が図られる地域づくりを実現する。

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業 80,934千円(69,900千円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しする。

学校を核とした地域力強化プラン

令和7年度要求・要望額 8,308百万円
 (前年度予算額 7,637百万円)



背景・課題

- ▶ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれの対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現する必要がある。**
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特徴を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
 （都道府県等が直接実施する場合は、都道府県等 2/3）

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,624百万円（7,050百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業

81百万円（70百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

346百万円（329百万円）

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用、通学時における安全確保のためのスクールバスの整備支援等により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

5 健全育成のための体験活動推進事業

122百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6

6 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

111百万円（8百万円）

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元で就職し地域を担う人材を育成。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

地域と学校の連携・協働体制構築事業 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度要求・要望額 7,624百万円
(前年度予算額 7,050百万円)



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組みべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」(R5.12)に**基づく取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

経済財政運営と改革の基本方針2024

(令和6年6月21日閣議決定)

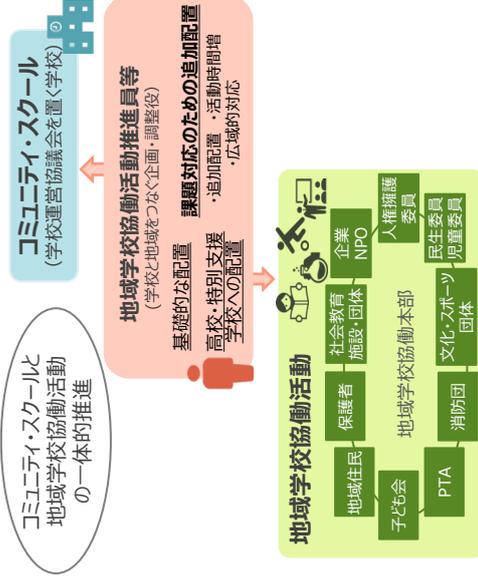
第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

- 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に向けた**取組を加速**するとともに、**豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動**、読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

▶ コーディネート機能の強化

- 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
- 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に対応した推進員等の追加配置を推進**
- 推進員等の処遇改善**（謝金単価の引上げ）

▶ 地域学校協働活動の実施

- 学校における働き方改革に資する**取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
- 放課後子供教室新規開設時の**備品整備**を支援
- 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
- 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で**地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施**
【参考】 予算補助を受ける自治体 R4:1,356自治体 R5:1,366自治体 R6:1,374自治体 R4:30,520人 R5:31,125人 R6見込み:32,000人
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加**
【参考】 予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数 R4:30,520人 R5:31,125人 R6見込み:32,000人
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する**研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体**（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

- 本事業を通じて、**子供を取り巻く課題を改善・解決した自治体の増加**
【参考】 R5:1,307自治体
※子供を取り巻く課題の類型例
・学校運営上の課題
・社会に関わられた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など
・地域・地域の課題
・地域の安全・防災など
・学校と家庭の課題
・放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など

中期アウトカム（成果目標）

- 学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して**協働して取り組む地域の増加**
【参考】 学校・家庭・地域が連携・協働した取組の幅が広がったと認識している自治体数 R5:1,291自治体
- 事業改善・充実のための取組（R5～）**
◆ 各自治体は、課題に応じた**目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施**
◆ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに**事業全体の成果分析を実施**。併せて、**全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる**。

長期アウトカム（成果目標）

- 学校・家庭・地域が**連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加**
【参考①】 学校や地域の連携・協働による取組によって、学校・地域・保護者の相互理解が深まったと認識している学校の割合（公立） R5:1/86.1% 中：79.3% R6/188.9% 中：84.1%
【参考②】 学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みや体制が定まり、取組の質が向上したと認識している自治体数 R5:1,289自治体

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度要求・要望額 81百万円
(前年度予算額 70百万円)



文部科学省

背景・課題

○ こと家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。

○ 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている

○ 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割

○ 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。

② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、

人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進 (継続)** [66百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

② **個別の支援が必要な家庭への対応強化 (継続)**

① に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

● 相談対応や情報提供を実施。 [13百万円]

● 地域人材の資質向上のための研修の実施。 [1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

● 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2024 (令和6年6月21日閣議決定)

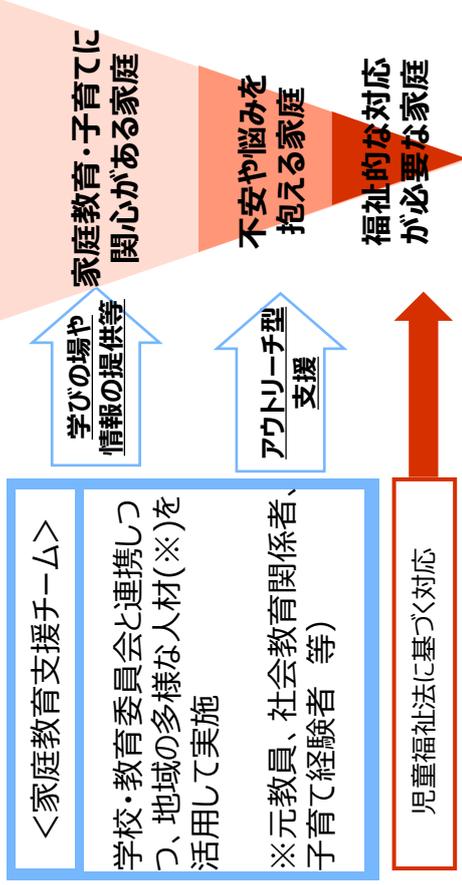
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(2) 少子化対策・こども政策

(こども大綱の推進)

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。

<子育て家庭>



アウトプット (活動目標)

● 家庭教育支援チームを1000
チーム設置。

● チームの半数がアウトリーチ型
支援を実施。

アウトカム (成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、
身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保
護者の割合が改善する。(R5:40.0%)

インパクト (国民・社会への影響)

- 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で
子供たちの教育を支える環境を構築。
- 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受け
る教育について左右されることがなくなり、不登校・児
童虐待の減少、少子化の改善へ。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

(前年度予算額	73,527千円)
令和7年度要求額	73,685千円

1. 趣旨

体験活動等の推進は、社会教育法等の法律に規定されているとおり、青少年の健全育成及び人格形成のために必要不可欠なものであり、「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、様々な体験活動の充実に取り組むことが示されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動を推進することや、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）においても、体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが明記されている。

体験活動は、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。しかし、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちのリアルな体験不足に拍車がかかっており、また、体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。

公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が団体や行事などがあることを知らないからとの回答割合が多く、様々な団体が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。

以上を踏まえ、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、教育的効果の高い長期自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行うことで、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援を一層促進する。

2. 事業内容

(1) 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 15,543千円(3,747千円)

青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。

(2) 青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 8,552千円(4,233千円)

青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。

- (3) 教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業** **36,221 千円 (35,814 千円)**
長期（4泊5日程度）の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。
- (4) 青少年の体験活動推進企業表彰** **7,834 千円 (4,186 千円)**
社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介する。
- (5) 事業企画評価委員会の開催** **5,535 千円 (5,527 千円)**

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和7年要求・要望額
(前年度予算額)

74百万円
74百万円)



文部科学省

現状・課題

- 体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちのリアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。
- また、公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が**団体や行事などがあることを知らないから**との回答割合が多く、様々な団体等が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。
- **国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進**する必要がある。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



アウトプット (活動目標)

- 体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- 教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- 体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

短期アウトカム (成果目標)

- 体験活動に関心を示さない子供の減少。
- 当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- 応募企業数が直近3年の平均を上回る。

長期アウトカム (成果目標)

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

インパクト (国民・社会への影響)

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力 (自己肯定感、自律性、協調性、積極性等) が育成される。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

【経済財政運営と改革の基本方針2024 (令和6年6月21日閣議決定)】

第3章 中期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

- (3) 公教育の再生・研究活動の推進 (質の高い公教育の再生等) (略) **豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動**・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進するとともに、(略)

【こども大綱 (令和5年12月22日閣議決定)】

第3 こと実施に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (略) 年齢や発達段階に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、**地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出**する。

事業名	詳細	件数・単価	対象
1 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：継続 H23～】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。	1箇所×約11百万円 1箇所×約2百万円	青少年団体、企業、自治体等
2 青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 【委託：継続 H25～】	青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。	1箇所×約9百万円	
3 教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	4箇所×約7百万円	
4 青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	-

(3) 読書活動総合推進事業

(前年度予算額 44,550千円)

令和7年度要求額 85,485千円

1. 趣旨

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。

政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した(令和5年3月閣議決定)。本計画に基づき、国は、子供の読書習慣の形成に向けて、子供の読書活動に対する課題解決のための効果的な取組を講じる必要がある。

公立学校に設置される学校図書館においては、学習指導要領を踏まえ、その機能を活用した授業実施や読書活動の充実が求められている。国は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、地方財政措置を活用した学校図書館の計画的な整備を推進するとともに、本計画を踏まえた自治体における図書購入等を促すための取組の実施が必要となっている。

我が国を取り巻く読書環境は厳しい状況にあり、公立図書館数は増加しているものの、地方財政の悪化などを背景に自治体の図書購入費も減少している。また、読書文化の形成拠点である書店はこの10年で約3割減少し、全国の市町村の26.2%の自治体には書店が存在しない状況にある。

このような現状において、全ての国民があらゆる機会と場所において書籍に触れ、読書を行うことができるよう、図書館及び文化拠点としての書店等の振興が図られるとともに、図書館等が地域の書店等との連携により地域に根差した読書環境醸成に取り組むことや、連携・協働による活動を通じた地域の活性化などが期待されており、「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても、書籍を含む文字・活字文化の振興(書店と図書館等との連携促進を含む)や書店の活性化を図ることが掲げられている。

上記の各計画や現状を踏まえ、本事業では、図書館・学校図書館の機能強化や活性化のための特色ある先導的な取組モデルの構築や「子ども読書の日」の普及啓発等の実施により、各計画を着実に実行するとともに、地域の多様な主体が連携協働した読書を通じたまちづくりの実施のためのモデル構築を行うことを通して、全国的な読書活動の総合的な推進を図る。

2. 事業内容

(1) 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 9,982千円(7,602千円)

子ども読書推進計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化・活性化に向け、新たな読書活動を推進するためのモデル構築を実施する。

①発達段階などに応じた読書活動推進事業

「子ども読書推進計画」を踏まえ、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様なニーズに対応した効果的な取組を行う。

②学校図書館図書整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍（SDGs など）、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の購入促進に向けた取組を行う。

(2) 司書教諭講習の実施 **21,433 千円 (21,431 千円)**

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校司書教諭」の養成のため、47 機関（大学並びに教育委員会）に委託して講習会を実施する。また、講習会に参加する受講者のうち、聴覚障害等配慮が必要な受講者が一定数いる実態も踏まえ、そのために必要な経費も計上する。

(3) 「子ども読書の日」の理解推進 **5,271 千円 (4,974 千円)**

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進することを目的に、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている民間団体等を表彰する。

(4) 読書活動の推進等に関する調査研究 **8,122 千円 (10,543 千円)**

「子ども読書推進計画」を踏まえ、子供の読書活動や図書館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。

(5) 図書館、学校図書館、書店等の連携協働による図書のまちづくり推進事業
40,677 千円 (新規)

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と書店等の連携協働による読書活動を促進し、地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。

①読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や関係機関、書店等の民間企業等が参画する「協議会」を設置し、連携協働の取組により地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデルを構築する。

②図書館・書店等連携促進に向けた調査研究

図書館において同一書籍を複数所蔵する「複本」や装備費負担、地元書店からの書籍購入の状況等、図書館と書店が連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。

読書活動総合推進事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

85百万円
44百万円



文部科学省

現状・課題

○国の計画への対応

・第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)
R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

事業内容 (令和4年度～)

「子どもの読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動の推進 10百万円 (8百万円)

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 10百万円 (8百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

<委託事業：教育委員会等>

1 子供の読書活動総合推進事業・発達段階などに応じた読書活動推進事業

43 不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子どものニーズに対応した効果的な取組を行う。

(委託先：2箇所 (小・中・高等学校等、公立図書館) × 0.8百万円)

2 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍 (SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。

(委託先：2箇所 (小・中・高等学校、特別支援学校等) × 1百万円)

司書教諭養成講習の実施 21百万円 (21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。

<委託事業：47箇所 (大学及び教育委員会) × 0.5百万円>

読書活動の推進等に関する調査研究 8百万円 (11百万円)

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。

<委託事業：1団体 × 8百万円>

アウトプット

・新たな読書、授業モデルの構築

・司書教諭講習を実施する機関の増加

短期アウトカム

(成果目標)

・読書に興味が高まった子供の増加

・学校図書館の活用に理解が深まった教職員の増加

・司書教諭講習の修了者数の増加

長期アウトカム

(成果目標)

・不読率の低減



(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた「学校図書館の利活用」が課題。

・子供達の情報活用能力の育成とともに、多様な子供達の読書機会の確保等のために、「電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進めなければならない」。

○読書活動の総合的推進

・多様な子供の読書活動を推進するためには、「図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある」。

○文字・活字文化の振興

・骨太の方針2024 (令和6年6月21日閣議決定) 「書籍を含む文字・活字文化の振興 (書店と図書館等との連携促進 (中略)を含む)」や「書店の活性化を図る」に基づき、地域の実情に応じた連携事業を支援する。

図書館、学校図書館、書店等の連携協働による読書のまちづくり推進事業 41百万円 (新規)

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と書店等の連携協働による読書活動を促進し、地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。 <委託事業：自治体等>

1 読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や関係機関、書店等の民間企業等が参画する「協議会」を設置し、連携協働の取組により地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデルを構築する。

<取組例>

- ・図書館・書店等の連携協働による地域振興やまちの魅力化へつなげる読書活動の取組、共通課題の解決に向けた取組 (例：図書の整備のあり方に関する検討、実証等)
- ・各種公共施設、書店や商業施設等の様々な場で活動する人々の中で読書活動の担い手を育成し (絵本専門士等の活用、地域独自の読書推進員やサポーター (仮)の養成講座の実施等)、多様な場・対象に応じた読書活動を推進
- ・デジタル社会への対応、多様なニーズと読書スタイルに対応した読書環境の整備 (図書館と書店等のシステム連携等のDX化の実証、紙と電子書籍の併用による相乗効果の検証等)、読書へのアクセスが困難な地域の読書支援等

2 図書館・書店等連携促進に向けた調査研究

図書館において同一書籍を複数所蔵する「複本」や「装幀費負担、地元書店からの書籍購入の状況等」、図書館と書店が連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。

(委託事業：1箇所 × 6百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円 (5百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。 <直轄事業>

(4) 社会教育デジタル活用等推進事業

(前年度予算額 49,236千円)

令和7年度要求額 83,880千円

1. 趣旨

公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、政府全体で民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等を進めており、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、PPP/PFI等の活用を進めていく必要がある。

また、社会の急速なデジタル化の進展の中で、社会教育分野におけるデジタル環境の整備や活用の遅れが顕在化しており、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、地域づくりの拠点として「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある。

このため、PPP/PFI等やデジタルの活用を進める地方公共団体が抱える技術面・人材面・財政面等の課題に対する伴走支援を行い、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、デジタル田園都市国家構想を推進する。

2. 事業内容

公民館・図書館等の社会教育施設におけるPPP/PFI等の活用、デジタル機能の強化に向けた地方公共団体等への伴走支援を実施する。

【主な支援内容】

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援（導入可能性調査等の具体的検討への支援、モデル形成等）
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Webサイト、手引書等の活用による情報発信

社会教育デジタル活用等推進事業



令和7年度要求・要望額
(前年度 予算額) 84百万円
49百万円

文部科学省

背景・課題

- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある
 - ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、自治体への伴走支援を強化
 - ・ 新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、公民館等の身近な施設についてのモデル形成を支援
- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の社会教育施設のデジタル機能強化し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある
- ▶ 地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、デジタル田園都市国家構想を推進

事業内容（令和5年度より実施）

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援（民間団体向け委託 × 1か所）

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施 → **令和7年度は自治体への個別案件支援の更なる加速**



アウトプット（活動目標）

- ・ 地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・ PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・ デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム（成果目標）

- ・ 社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・ PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設数の増加

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- ・ 社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現（地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能）

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

(4) 戦略的な社会資本整備 (PPP/PFIの推進)

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、**改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進**する。ウオーターPPPやスタジアム・アリーナ等の**重点分野への事業化支援を継続**しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP/PFIを推進する。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）

(R6.6.3 民間資金等活用事業推進会議決定)

(2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組

⑥文化・社会教育施設

令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を本格的に強化し、**令和8年度までに10件の具体化**を目標とする。さらに、**令和13年度までに35件の具体化**を狙う。

(5) 学校安全推進事業

(前年度予算額 295,026千円)

令和7年度要求額 321,421千円

1. 趣旨

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件、熱中症事故等の生活上の様々な事故等が発生するなど、子供たちを取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化している。

安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な生活や社会を実現するという点で極めて重要な意義がある。

このため、教職員や児童生徒等の防犯、交通安全、防災、その他生活安全に関する意識の向上を図り、児童生徒等が安全に関する資質・能力を身につける安全教育の充実や、児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を図りつつ、その取組を推進する。

また、実効性ある学校安全施策を進めるために必要な調査研究を実施する。

2. 事業内容

(1) 学校安全教室の推進

42,134千円 (28,752千円)

①指導者養成事業

学校安全教室（生活安全教室、交通安全教室及び災害安全教室等）の講師となる教職員等に対する講習会や、教職員、管理職等向けの安全対応能力等の向上のための講習会（現代的課題に対応するための研修や訓練、事故防止・事故対応に関する講習会、AEDの取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会）を実施するための経費を支援する。[都道府県・指定都市教育委員会]

②リーフレット作成・配付

防犯、交通安全、防災に関する内容について、クイズ形式で学べるリーフレットを作成し、全国の新1年生（小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部）に配付する。

③動画コンテンツ（交通安全教育）作成

交通安全上のルールやマナーを正しく理解して行動するとともに、危険を回避するための能力を身に付けることができるよう、子供たちの発達段階に応じた動画コンテンツを作成し、全国展開を図る。

(2) 学校安全総合支援事業

239,287千円(210,935千円)

「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日閣議決定)を受け、学校安全計画に基づく実践的な取組の充実や、地域と連携した安全教育の展開など、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール(SPS)等の先進事例を参考にして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間連携を促進する取組を支援する。[都道府県・指定都市教育委員会]

また、学校安全に係る専門性向上支援を図るため、教育委員会や学校関係者を対象とした周知啓発のためのセミナーの開催や、学校安全推進体制が十分でない自治体や学校に対して「安全点検要領」等を活用した指導助言を行うアドバイザーの派遣等を行うとともに、通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討する。さらに、SPS認証校及び自治体モデル地域拠点校の取組から、優良事例を抽出した上で、共通点・成果・課題等を整理・分析し、全国の学校が取り入れやすい形にまとめた資料を作成し、研修会等で自治体や学校に伝えるとともに、次の「学校安全の推進に関する計画」を検討する際の資料として活用する。

(3) 学校安全の推進に関する調査研究

40,000千円(55,339千円)

令和6年度の学校安全の推進に関する有識者会議における議論を踏まえつつ、学校安全の推進を図るための家庭・地域・関係機関等との連携・協働体制や校内体制の整備について事例を収集し、地域特性等を踏まえたパターン別で整理し、展開する。また、法律上の策定義務である学校安全計画や危機管理マニュアルにおける見直しの好事例についても収集・展開する。



現状・課題

学校教育活動中や登下校中における事件・事故、地震をはじめとする自然災害等、子供たちを取り巻く学校安全上の課題が複雑化・多様化する中で、児童生徒等が生き生きと活動し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにするために、**家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の充実が不可欠。**

目標・方針

学校保健安全法

(昭和33年法律第56号)

第3次学校安全の推進に

関する計画

(令和4年3月25日閣議決定)

<目指す姿>

- **全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- **学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること**
- **学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること**

<推進方針>

- ① 学校安全に関する**組織的取組の推進**
- ② **家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進**
- ③ 学校における**安全に関する教育の充実**
- ④ 学校における**安全管理の取組の充実**
- ⑤ 学校安全の**推進方策に関する横断的な事項等**

学校安全の
推進に関する
有識者会議

進捗管理
政策提言

事業内容

① 学校安全教室の推進 (42百万円 (前年度 29百万円))

● 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会

(生活安全教室、交通安全教室、災害安全教室等)

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

● 小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布、動画コンテンツ作成 等

② 学校安全総合支援事業 (239百万円 (前年度 211百万円))

● セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な 学校安全推進体制の構築

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】

● 学校安全に係る専門性の向上支援

【委託事業、民間企業等対象、令和4年度事業開始】

● 学校安全のモデル的取組に関する実態調査

【委託事業、民間企業等対象、令和7年度新規事業】

③ 学校安全の推進に関する調査研究 (40百万円 (前年度 55百万円)) 【委託事業、民間企業対象】

- **学校安全の推進に関する計画に係る調査研究**：学校安全の推進を図るための家庭・地域・関係機関等との連携・協働体制や校内体制の整備について事例を収集し、地域特性等を踏まえたパターン別で整理し、展開する。また、法律上の義務である学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しの好事例も収集・展開する。

① 教職員研修の実施による 安全教育の質確保

② 家庭、地域、関係機関等との連携・協働、 校内組織の充実、モデル事業実施等による 組織的安全教育・管理の 充実、質向上

- 安全に関する
資質・能力育成
- 死亡事故ゼロ
- 重大事故減少

③ データ活用・学校安全の「見える化」等による 事故防止・各学校の取組改善

(6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(前年度予算額)	328,799千円)
令和7年度要求額	345,929千円

1. 趣旨

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー等の増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

2. 事業内容

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用、通学時における安全確保のためのスクールバスの整備支援等により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

(1) スクールガード・リーダーの育成支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会を実施する。

(2) スクールガード・リーダーに対する活動支援

スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等を補助する。

学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実を図る。

(3) スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

通学路で子供たちを見守るスクールガードが防犯に対する知識や、非常時の対応策等を身に付けるための養成講習会を実施する。

活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上を図る。

(4) スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

スクールガード等を募集するための広報紙等の作成費用を補助する。

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場の構築など防犯活動への支援を行う。

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料を補助する。

(5) 通学時における安全確保のためのスクールバスの整備支援

スクールガードの見守り等が困難な場合などにスクールバスの購入費を補助する。

地域ぐるみでの学校安全体制整備推進事業

令和7年度要求・要望額 346百万円
(前年度予算額 329百万円)



文部科学省

【補助事業（補助率：国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担）、実施主体：都道府県及び市町村、平成17年度事業開始】

背景・課題

昨今、児童生徒の尊い命を奪う事件・事故が後を絶たないことから、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、**スクールガード・リーダー等の増員による見守り活動の充実、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上の促進、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化などの体制整備が必要とされている。**

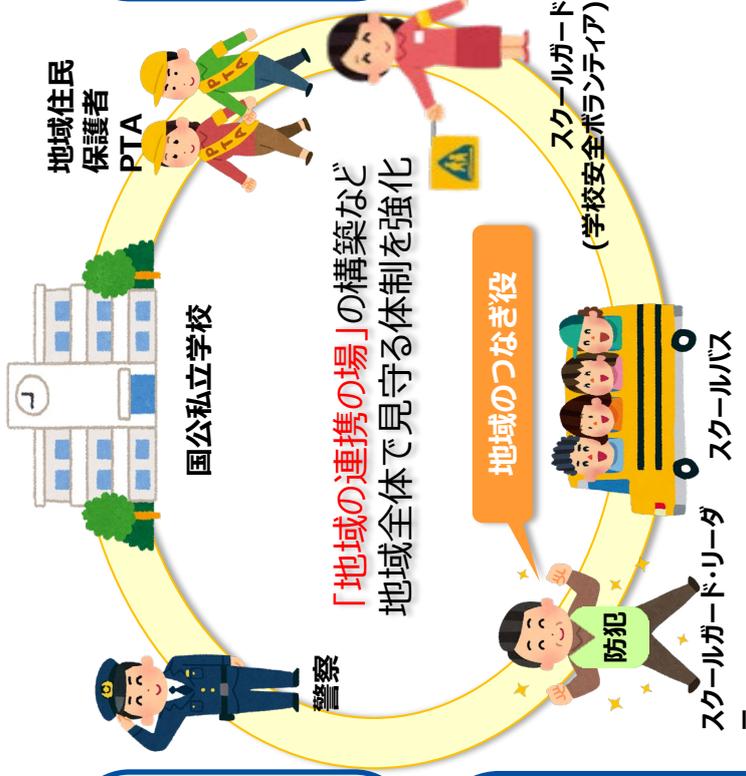
事業内容

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する**育成講習会の実施**
- 各種講習会等への参加支援**（他の自治体で開催する育成講習会への参加支援も含む）

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる助言、見守り活動に対する**謝金、各学校を定期的に巡回するため旅費等の補助**
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの**連絡会等の開催**を支援、**装備品の充実**



スクールガード等（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点検等に参画するボランティアが必要な知識等を身に着けるための**養成講習会の実施**
- 活動の参考となる資料の作成や配布**することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による

見守りの強化及び活動に対する支援

- スクールガード等を募集するための**広報紙やポスター、看板等の作成費用の補助**
- 「登下校防犯プラン」等に基づき、登下校時のパトロールや地域の連携の連携の場構築など**防犯活動への支援**
- 子供の見守り活動に係る**帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助**

通学時における安全確保のためのスクールバスの整備支援（新規）

- 危険な通学路の変更やスクールガードの見守りが困難な場合などに**スクールバスの購入費を補助**

スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード等ボランティアの養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

(7) 生命（いのち）の安全教育推進事業

(前年度予算額 25,381千円)

令和7年度要求額 34,010千円

1. 趣旨

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。

政府は、令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を策定し、令和2年度から4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として対策の強化を行ってきたが、これまでの取組の継続・強化のため、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を策定し、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置づけたところである。

当該方針では、文部科学省に対し、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切に
する教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者に
させない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求
められている。

本年6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)」
においても、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者
にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教
育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これま
で構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組
を支援することで、全国展開を加速化する。」ことが明記されたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」においても、「生命（い
のち）の安全教育」を推進することが盛り込まれた。

これまで、生命（いのち）の安全教育推進事業では、教材・指導の手引きの作成、動画教
材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しする
ため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（い
のち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。

令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応につい
て生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「各教科や道徳科、学級・ホーム
ルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を
身につけることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施」することとされ、生
徒指導における位置づけが明確化された。

このように、様々な取組を進めているところであるが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、
取組の一層の加速が必要である。これまでの事業成果を活用しながら、全国の学校等におい
て「生命（いのち）の安全教育」が実施・拡大していくよう、更なる普及展開に向けた取組

を行う。

2. 事業内容

(1) 事業審査・評価委員会の開催 3,324 千円 (3,121 千円)

学識経験者、学校関係者、地方公共団体、NPO 等の有識者で組織した委員会において、事業の審査及び評価等について検討を行う。

(2) 普及展開事業の実施 22,080 千円 (22,260 千円)

- ① 生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。
- ② 教育委員会等と連携し、ワンストップ支援センター運営団体が複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援する。

(3) 「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等の改善 8,606 千円（新規）

事業実施後の状況を踏まえ、有識者委員会において教材・指導の手引き等の検証を行い、必要な改善を行う。また、大学の教員養成課程で活用できる資料を作成する。

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和7年度要求・要望額 34百万円
 (前年度予算額) 25百万円



文部科学省

背景等

【事業開始年度：令和3年度】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にす**る」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」の**「生命（いのち）の安全教育」**教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
 （※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024
 (女性版骨太の方針2024) R6.6.11

生命（いのち）を大切に、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「**生命（いのち）の安全教育**」が**実施されるよう**、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

経済財政運営と改革の基本方針2024
 (骨太の方針2024) J R6.6.21

子ども性暴力防止法や「**生命（いのち）の安全教育**」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めたことも性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、子どもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図ってきたところ**。

これらの取組を一層加速させるため、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。

1. 普及展開事業の実施

メニュー①

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援**

メニュー②

教育委員会等と連携し、ワンストップ支援センター（注1）運営団体が複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援

（注1）性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団法人等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口

支援内容

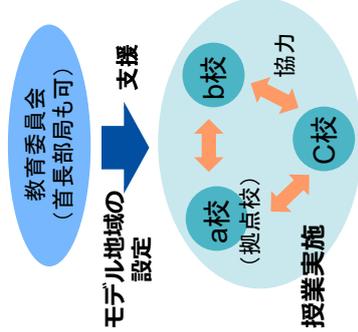
- モデル地域内での授業実施
- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供
- コーディネーターの設置
- 研究協議会、研修の実施 等

2. 教材・指導の手引き等の改善等 新規

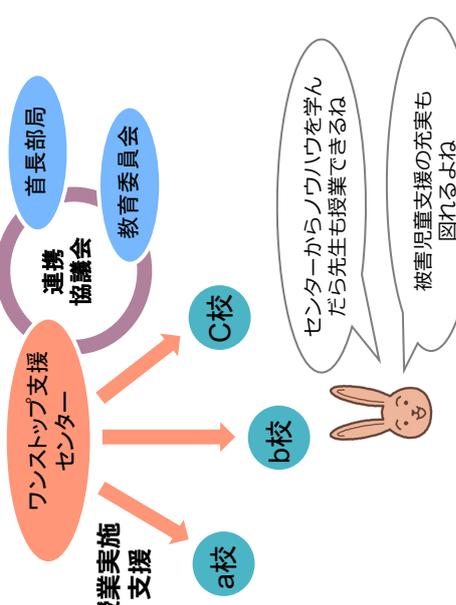
事業実施後の状況を踏まえ、有識者委員会において教材・指導の手引き等の検証を行い、必要な改善を行う。

また、大学の教員養成課程で活用できる資料を作成する。

【教育委員会が実施】



【ワンストップ支援センターが実施】（注2）



（注2）国はワンストップ支援センターと委託契約を締結

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

8.

リ・スキリングを含めたリカレント教育等 社会人の学び直しの機会の拡充

(1) リカレント教育エコシステム構築支援事業

(新 規)

令和7年度要求額 2,570,418千円

1. 趣 旨

我が国では、少子化により労働人口が減少する中、労働生産性の向上は国家的課題である。日本企業のOJT以外の人材投資(対GDP比)は先進国と比較して最も低く、さらに、社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は諸外国と比べて著しく高く、労働生産性はOECD諸国の中でも最下位レベルである。また地方では、人材(育成)不足や若者の都市部への移住など、地域産業の担い手が今後さらに不足していくことが見込まれており、リカレント教育やリスキリングにより人材の育成を図ることが必要である。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」や「統合イノベーション戦略2024」などを踏まえ、地域の産学官連携プラットフォームを活用し、経営者等を対象としたリカレント教育プログラムの実施や、企業成長や労働移動につながるリカレント教育プログラムを産学協働体制で開発するなど、産学官が連携して持続的にリカレント教育を推進することが求められている。

産学官の連携により、①企業等は生産性の向上等企業成長を図り、人材投資を促進し、②個人は学びが人事上処遇に反映され、働きながら学びの成果を実感でき、③大学等は企業や個人の期待に応える教育プログラムを提供し地域に貢献するとともに、自ら財源を確保するなどの効果が期待できる。このように、日本社会、地域社会の持続的発展に向けて、大学等が地域や産業界と連携・協働して、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発するとともに、リカレント教育による産学官連携プラットフォームや、産学連携の協働体制を構築する取り組みを促進し、産業界・個人・大学等によるリカレント教育エコシステムの構築を推進する。

2. 事業内容

(1) 産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援 1,249,175千円

産官学金の関係機関で構成される「リカレント教育プラットフォーム」を構築した上で、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。さらに、経営者層をはじめとする企業側の意識改革や従業員の学び直しに関する環境整備促進も見据えた、地域単位でのリカレント教育を継続的に支援していくことで、行政とも連携した大学でしか育成できない能力・スキルについて認識を深め、企業等の人材育成戦略に大学等での学びを位置付けていく取組を推進していく。

企業等を中心に、大学等を活用したリカレント教育に対する企業側の評価方法の方

針策定や従業員の学習環境整備等を含む、地域における総合的リカレント教育推進体制の整備を促進する。

(2) リカレント教育による新時代の産学協働体制構築支援 **899,406 千円**

大学等においては教育資源を提供して、GX、グリーンケミカルやエネルギーなど業界ごとの人材育成ニーズに応じた主体的なリカレント教育プログラム開発するとともに、リカレント教育を持続的に推進するための全学的な体制整備等を行う。さらに、学習歴の可視化に資するようデジタルバッジの発行にも取り組む。また、企業等においては当該プログラムへの従業員の派遣を人事研修等として位置づけ、受講成果の処遇への反映を含め、従業員の学びやすい環境整備に取り組むとともに、プログラムの効果検証を行うなど、大学と企業等が連携して協働体制を構築し、我が国の社会の成長基盤盤となる人材育成を図る。

(3) プログラム実施・拠点構築の支援・分析 **419,685 千円**

大学等では継続的にプログラムを実施するためのコーディネーターの育成をはじめ、体制整備や必要な学内調整を進めていく必要があるため、組織整備・プライシングを含めたプロジェクトマネジメントに係るノウハウ・知見を提供するとともに、産業界との対話やプログラム改善に係る伴走支援を実施する。

企業等においては、受講生として派遣する従業員の受講前後の能力測定や受講成果の効果検証を実施していく必要があるため、調査設計から実施の効果検証まで、必要な取組の伴走支援を企業等に提供するとともに、その手法・ノウハウを普及啓発する。

併せて、開発したリカレント教育プログラムや効果検証における手法・ノウハウの普及啓発を行う。

背景・課題

- ▶ 労働人口の減少は不可避である中、労働生産性の向上は国家的課題であり、リカレント教育に取り組むことが不可欠
※仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、労働生産性が高い傾向にあるが、我が国では企業のOJT以外の人材投資は諸外国と比べて低い。さらに社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合が諸外国よりも高い。
- ▶ VUCAの時代において真に必要なスキルは、資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力「理論と実践の融合」「分析的思考」等」※であり、リカレント教育を大学等の責務として行う必要
※経団連産学協議会2022年報告／世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
※これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学等での育成が期待される高度なリ・スキリングであり、リカレント教育の一部と捉える。
- ▶ 地域が少子高齢化社会を乗り越え持続的に発展するためには、地域の人材ニーズを踏まえた人材育成と併せて、経営者等へのリ・スキリングを実施するなど、産学官連携による地域のリカレント教育プラットフォームの構築し、地方創生人材の輩出を強化

事業内容

- ・日本社会、地域社会の持続的発展に向けて、大学等が地域や産業界と連携・協働して、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発し、リカレント教育による産学官連携プラットフォームの構築を促進し、産業界・個人・大学等によるリカレント教育エコシステムの構築を推進

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024（令和6年6月21日閣議決定）

- 1（2）三位一体の労働市場改革
地域の産学官のプラットフォームを活用したリ・スキリングの対象に経営者を追加し、2029年までに、約5,000人の経営者等の能力構築に取り組む。大学と産業界が連携して、最先端の知識や戦略的思惑を身に付けるリ・スキリングプログラムを創設し、2025年度中に、約3,000人が参加することを旨とする。
 - 3（4）科学技術の振興・イノベーションの促進
イノベーション創出に向けた地域や産業界の学び直しニーズを踏まえつつ、産業界・個人・教育機関によるリカレント教育エコシステムの創出に向けた取組を加速する。
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

- （3）③リ・スキリングのプラットフォームの構築
企業成長や労働移動につながる教育プログラムを産学協働体制で開発するとともに、産学官連携で地域のリ・スキリングのプラットフォームを構築する。

● 支援メニュー（補助金）

- ①産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援
(5千万 × 25か所) 【5年間】
- ②リカレント教育による新時代の産学協働体制構築支援
(5千万 × 18か所) 【5年間】

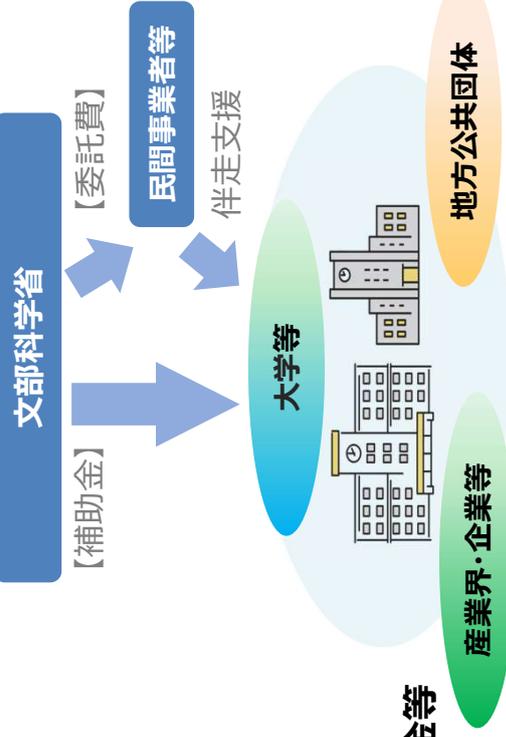
● 支援対象

- ・産学官等のプラットフォームや協働体制を構築し、リカレント教育を実施するために組織再編等を実施する大学等

● 支援内容

- ・プラットフォーム等構築経費、コーディネーター等の人件費、外部講師等への謝金等

【事業スキーム】



(2) 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業

（前年度予算額 401,629千円）

令和7年度要求額 401,629千円

1. 趣旨

社会の変化は早く、「Society 5.0」や「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」の実現に向けた取組があらゆる分野で進められており、専門学校を卒業し、専門的職業人材として社会で活躍する人材においても、かつて学んだ知識・技能だけでは複雑化・高度化する課題に対応することは困難となっている。そのため、最新の知識・技能を体系的に学び直し、より高度なスキルを身に付けていく必要がある。専門的職業人材を輩出する機関として専修学校がこれまで果たしてきた役割は大きいものの、今後さらにそうした人材のスキル・知識をアップデートするための学び直しについて積極的な取組が必要である。

他方、社会人の学び直しの実現に当たっては企業・専門学校側それぞれに課題がある。企業等の人事担当者の多くは、従業員に身に着かせたい知識・スキルを体系的な研修プログラムに落とし込んで提供することが困難と考えている。一方、専修学校側は、リカレント講座の実施に当たり、各業界等のニーズの把握や生徒数の確保について不安を抱えている。

こうしたことから、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、企業・団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、企業や業界団体を通じて情報提供を行い、各企業や団体からの紹介により専修学校のリカレント教育講座等が安定的・持続的に受講者を確保できる体制を構築し、その成果の普及を図る。

2. 事業内容

(1) 専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

368,544千円（368,544千円）

各職業分野において、専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成する。作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう体制を構築する。

これらの取組をモデルとし、その効果の検証・成果について普及・展開を図る。

(16箇所)

(2) 分野横断連絡調整会議の実施

28,430千円（28,430千円）

上記プログラム開発の進捗管理及び連絡調整を実施するとともに、各プログラムにおいて開発・実証・研究された成果に横串を刺し、それらを体系的にまとめることにより、専修学校によるリカレント教育の推進方策を検討する。(1箇所)

専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育 (リ・スキリング) 推進事業



令和7年度要求・要望額 402百万円
(前年度予算額 402百万円)

文部科学省

- ## 背景
- 社会の変化が激しく、かつて専門学校で学んだ知識・技能だけではその変化に対応することは困難。
 - 企業では社員に対し必ずしも十分な学び直しの時間を確保することはできていない。
 - 教育未来創造会議の提言、骨太の方針等においてもリカレント教育の推進が求められているところ。

事業概要

専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、**企業・業界団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築し、その成果の普及を図る。**

事業イメージ

<専修学校のリカレント教育に関する課題>
リカレント講座を開講しても受講者が集まらない等、事業として成立するが見通すことが困難
【参考】リカレント講座の実施に際しての課題
…社会人等の生徒数の確保：28.5%

<企業・業界団体との連携によって解決されること>
企業の研修・学び直し等において専修学校が提供する講座を積極的に活用することにより、**受講者を安定的に確保**

<専修学校との連携によって解決されること>
専修学校が持つ、**受講者のレベルやスキルに応じた教育や学習成果等の評価等に関するノウハウの提供**

<企業・業界団体のリカレント教育に関する課題>
業界ニーズを具体的な知識や技能に落とし込み、それに見合った学習内容を提供するものが困難
【参考】Off-JTを実施するうえでの課題
…身に着けさせるべき知識・スキルの特定：32.5%

専修学校

協働によりリカレント教育プログラムを開発・提供
それぞれの強みを生かし、課題を解決



受講者（専門職業人材）

- ・各職業分野において、進歩著しい知識・技術のアップデートによる個人の資質の向上。
(例) 自動車整備 × 電気自動車等のクリーン技術、建築 × ゼロ・エネルギー住宅など
- ・企業や団体等からの推薦により、安心して学び直しに取り組みむことが可能に。

企業・団体

(数値については文部科学省「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」調査結果より)

事業メニュー

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

- 各職業分野（専修学校の教育内容8分野）において、**専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成。**
- 作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう**体制を構築。**
- 上記取組をモデルとし、その**効果の検証・成果について普及・展開。**
- 件数・単価：16分野×23百万円
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

分野横断連絡調整会議の実施

- 各取組の進捗管理および連絡調整を実施。
- 各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討。
- リカレント教育関連の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集、プログラム開発受託団体への提案等。
- 件数・単価：1か所×28百万円
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

アウトプット（活動目標）

- ・各職業分野ごとに職業専門人材が学び直しにより最新知識・技能を身に着けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 8分野×2か所 = 16か所

アウトカム（成果目標）

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

(3) 大学等における価値創造人材育成拠点の形成

(前年度予算額 76,021千円)

令和7年度要求額 76,021千円

1. 趣旨

Society5.0の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、変化が激しく不確実性の高まる時代においては、企業も個人も変化に柔軟に対応し、強靭性を高めることが必要である。特に、個人においては、自由に個性を発揮しながら付加価値の高い仕事を行うことが必要とされており、このような付加価値を生み出すには、機械やAIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力など、社会人が新たな価値を創造する力を育成することが必要とされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020、2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」等において、成長分野のニーズに対応した人材育成や創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点の構築が求められている。

これらを踏まえ、社会人の創造性を育成するため、令和6年度までに開発・改良したプログラムの運用実施を進め、大学等において創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発や拠点の形成を行い、我が国の国際競争力の向上や生産性の向上に資する「組織」と「人」の変革を進める。

2. 事業内容

・価値創造人材育成のためのプログラム開発、拠点構築等

- ① 令和6年度までに2拠点で開発・実施したプログラムについて、創造的な発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、修了生を含めたネットワークの強化及び活動活性化を図り、自走に向けた最終調整を行う。
- ② 来年度以降のプログラム自走に向けて、実施したプログラム内容の評価方法、持続的なプログラム点検・改善のプロセス、評価に基づく適切な受講料設定を行い、持続的運営体制を確立する。
- ③ プログラムの全国普及に向けたイベント開催やオンライン配信・企業向け研修プログラム等への応用などを通じた横展開を図る。

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和7年度要求・要望額 76百万円
(前年度予算額 76百万円)



事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、変化に対応し、変化に能力を向上させていくことが重要。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、新規事業の創出ができる、スタートアップにも貢献できる人材が強く求められている。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、AIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要。
- ついては、大学に対する支援を通じて、企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築する。

事業実施計画

- 【令和3年度】プログラムの開発（東京工業大学、京都大学）
- 【令和4年度】プログラムの実施、企業における活用開始
- 【令和5年度】プログラムの実施・改良、企業と連携した活用促進、自走化の準備
- 【令和6年度】企業や他大学等との連携を通じたプログラム展開、拠点構築準備
- 【令和7年度】拠点的持続的運営体制の構築完成、令和7年度に事業終了

令和7年度に実施する内容

- 令和6年度までに2拠点を開発・実施したプログラムについて、創造的発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、修了生を含めたネットワークの強化及び活動活性化を図り、自走に向けた最終調整を行う。
- 来年度以降のプログラム自走に向けて、実施したプログラム内容の評価方法、持続的なプログラム点検・改善のプロセス、評価に基づく適切な受講料設定を行い、持続的運営体制を確立する。
- プログラムの全国普及に向けたイベント開催やオンライン配信・企業向け研修プログラム等への応用などを通じた横展開を図る。

アウトプット（活動目標）

- 事業における連携企業数
- プログラムの社会人受講者・修了者数
- プログラムと連携した企業数・計50以上

アウトカム（成果目標）

- 連携企業の事業満足度 100%
- 価値創造プログラムを実施する大学数の増加
- 創造力を重視する企業の増加
- 修了生の新規事業立ち上げの貢献など

政府文書等における提言

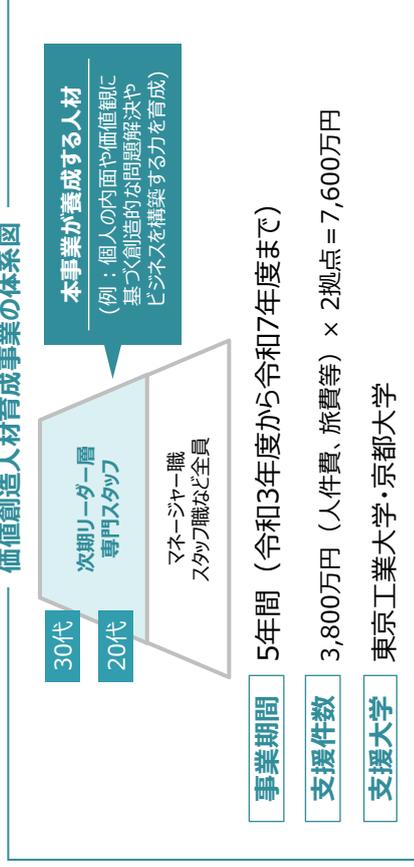
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォロアーアップ」」（令和4年6月閣議決定）

- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践する大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）

- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図



インパクト（国民・社会への影響）

- 既存の価値観や枠組みに捕らわれない創造力のある人材育成の強化
- 付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出
- 生産性の向上、国際競争力の確保

(4) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

(前年度予算額 19,342千円)

令和7年度要求額 24,019千円

1. 趣旨

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。我が国では、少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、女性活躍の推進は社会・経済の持続可能な発展のために重要である。

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」ことや、「そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことが新しい目標として掲げられている。

また「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)」においては、これらの目標を達成するため、政府全体として強力に取組を進めることとしており、「自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すため、社会で活躍する女性による講演などの機会も含め、各学校段階を通じたキャリア教育を促進する。」ことや、「未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する方策について調査研究を行う。」こととされている。

これらを踏まえ、女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援のあり方を議論する全国シンポジウムを開催する。また、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する方策について令和6年度に実施した調査研究の成果を踏まえ、未就学児の教育現場で活用できる教育プログラム開発と保護者向けの啓発資料を作成する。さらに、大学の教員養成課程における男女共同参画学習の充実のため、教職科目(大学が独自に設定する科目等)における関連科目の現状について調査研究を行う。

2. 事業内容

(1) 検討委員会の設置 7,168 千円 (7,070 千円)

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる会議において、女性の学びを通じた社会参画支援のあり方等に関する検討を行う。

(2) 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及 5,584 千円 (3,666 千円)

女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学、女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援のあり方を議論する全国シンポジウムを開催する。

(3) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

8,008 千円 (3,666 千円)

令和6年度の調査研究の成果を踏まえ、未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する教育プログラムの開発と保護者向けの啓発資料の作成を行う。

(4) 教員養成課程における男女共同参画学習の推進 3,259 千円 (新規)

大学の教員養成課程における男女共同参画学習の充実のため、教職科目（大学が独自に設定する科目等）における関連科目の現状について調査研究を行う。

【事業開始年度：令和2年度】

背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）では、**社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされた。**
「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられている。
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太2024）（令和6年6月）では、「**未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。**」とされている。

令和2年度より女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。当該モデルを活用し、全国の大学、女性教育団体、企業等が各地域で女性支援プログラムを展開・充実していくことが必要。また、子供達が男女共同参画への意識を持ち、かつ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に捉われない進路選択等を行うためには、幼児期からの教育現場等における取組が重要。併せて、子供達の最も身近な存在である教員の理解も必須。

取組① 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及

- 本事業では、女性教育関係団体と大学、企業等が連携し、キャリアアップ・キャリアアープ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援するため、男女共同参画の意識醸成と女性ネットワークの構築を行いながら自身のビジネススキルを向上させる教育プログラムを開発し、女性のエンパワメントを図ってきた。
- 女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、**これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援のあり方を議論する全国シンポジウムを開催する。**



取組② 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究 拡充

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。（昨年度の成果を踏まえ未就学児の教育現場で活用できる教育プログラム開発と保護者向けの啓発資料を作成する。）

取組③ 教員養成課程における男女共同参画学習の推進 新規

- 大学の教員養成課程における男女共同参画学習の充実のため、教職科目（大学が独自に設定する科目等）における関連科目の現状について調査研究を行う。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

(5) 放送大学学園補助金

(前年度予算額 7,300,696千円)

令和7年度要求額 7,570,000千円

※ その他、施設整備費補助金 200,000千円

1. 趣旨

放送大学は、放送大学学園法（平成14年法律第156号）に基づき、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的としている。

昭和58年4月に放送大学が設置され、昭和60年4月に学生受入れを開始して以降、これまでに170万人以上の学生が放送大学で学んでいる。

平成10年1月からは、CS放送を活用した全国放送が開始され、同年4月には学習者の身近な場所において面接授業等を行う学習センターが全国の各都道府県に設置された。

また、平成14年4月からは、高度専門職業人の養成等を目指した大学院修士課程の学生の受入れを開始し、平成26年10月からは、知識基盤社会を多様に支えることのできる高度教養知識人を養成する、大学院博士後期課程の学生の受入れを開始している。

現在、放送大学では、職業、年齢、地域を問わず、学部、大学院合わせて約9万人の学生が学んでおり、学位取得や資格取得など学生の多様な学習ニーズに対応している。平成27年4月からはオンライン授業を開始するとともに、平成30年10月からのBS放送におけるマルチチャンネル化により、「人生100年時代」を見据え、社会人等を対象としたリカレント教育の拠点として学び直しの機会を全国に提供している。

本事業は、このような放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって生涯学習の推進に資するものである。

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

7,770百万円
7,301百万円

文部科学省

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットで400科目以上の授業科目を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開設。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



令和7年度要求・要望額

7,770百万円

【放送大学学園補助金】

支出 13,359百万円 (13,034百万円)
収入 { 自己収入等 5,789百万円 (5,733百万円)
国庫補助金 **7,570百万円** (7,301百万円)

66

【放送大学学園施設整備費補助金】

200百万円 (- 100百万円)

主な要求事項

1. 放送大学学園次世代教育研究開発センター（60百万円）

- 令和6年に創設した「次世代教育研究開発センター」において、次世代を見据えたメディア教育に貢献するべく、DX化もふまえた我が国の新しい遠隔高等教育のあり方を研究開発する。
- 令和6年度においては、14件程度の研究課題を採択し、研究を順次開始しているが、センターの一刻も早い自走を確立するために、令和7年度においては、前年度に引き続き、技術研究開発機能に係る研究開発環境整備及び人的基盤整備を推進する。

〔200百万円〕

◆経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日：閣議決定）【抜粋】

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

2. 豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

② 性別や年齢にかかわらず意欲のある人材が生涯活躍できる社会を実現するため、全世代型リスキリングや若年期からの健康管理を促す全世代型健康診断等のプロアクティブケア、働き方に中立的な社会保障制度の構築を進める。

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

ことたちの学びの更なる充実と教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、クラウド環境や生成AIの活用等による教育DXを加速する。

◆統合イノベーション戦略 2024（令和6年6月4日：閣議決定）【抜粋】

(リカレント教育の充実)

学び直すことや学び続けることによって社会・経済構造の変化に対応するとともに、希望する者が多様で質の高いリカレント教育を受けられる環境を実現する。そのため、個人の学び直しが適切に評価されるよう、学修歴や必要とされる能力・学びの可視化、企業における学び直しの評価・処遇への反映を推進するとともに、産学協働体制によるリカレント教育モデルの構築等の取組を引き続き進めていく。

「大学教育」「リカレント教育」拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

(6) 社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実

(前年度予算額 30,176千円)

令和7年度要求額 112,575千円

1. 趣旨

本事業は、社会人の学び直しにおける「情報不足」といった課題に対応するため、ポータルサイト「マナパス」の運用を通じて、大学等が提供するリカレント教育プログラムの内容や学び直しにあたって活用できる支援制度、実際に学び直した社会人のロールモデル等、社会人の学びに役立つ情報発信を行い、リカレント教育の重要性や有用性を普及啓発しているものである。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」などでも、大学での学び直しの活用やそこで習得したスキル・学習歴の可視化の重要性については示されている。また、経団連からも、良質なリカレント教育プログラムに対する継続的支援や「マナパス」において企業側のニーズと大学側のシーズをマッチングするコーディネート機能の強化を提言されるなど、大学等のリカレント教育に関する情報発信において産業界の「マナパス」への期待は大きい。

全国の大学等におけるリカレント教育プログラムに関する情報を集約した本ポータルサイトの機能改善やコンテンツ拡充を継続的に実施することで、個人の学び直しや自律的キャリア形成、企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に貢献する。

2. 事業内容

令和6年度にUI(ユーザーインターフェース)の改修を行い、令和7年度においては、外部との連携や広報活動等により、より多くの人から信頼されるリカレント教育サイトとなることを目指す。外部連携としては、講座を提供する大学等の事務負担を軽減するとともに、サイトの情報を常に最新の状態にするため、大学等HPと「マナパス」の自動連携を行う。広報活動としては、より多くの講座受講につなげるため、講座紹介や修了生インタビュー動画コンテンツの作成、またサイトの認知度向上に向けたwebプロモーション等を実施する。加えてアクセス数増加や機能拡充に対応できるようサーバー強化やセキュリティ強化等に取り組む。

社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実



文部科学省

令和7年度要求・要望額 113百万円
 (前年度予算額 30百万円)

事業を実施する背景

- **大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足している**ことが学び直しにおける大きな課題となっている。
- 産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムの**データベースの整備**や**企業側のニーズとのマッチング**が求められている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)

Ⅲ 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(4) リ・スキリングによる能力向上支援

- 業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み(オープンバッジ)の活用を推奨を図る。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

(2) 労働移動の円滑化

- 個人のデジタルスキル情報の蓄積・可視化を通じてデジタル技術についての継続的な学びを表現するとともに、スキル情報を広く労働市場で活用するための仕組みを検討する。

実施内容

【実施主体：民間企業等 1箇所×1.1億円】

社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナパス」の機能拡充・利用者増加を図る。

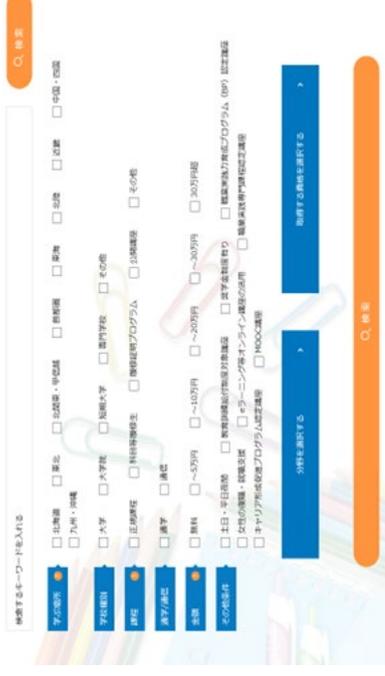
- **サイト連携の強化**：講座情報を掲載する大学等の外部サイトと連携することで**掲載・更新作業の自動化**を図り、検索機能の質向上を目指す。
- **動画コンテンツの拡充**：講座導入部分や受講成果等を**動画コンテンツ**として定期的に発信。
- **レコメンド機能の開発**：AIチャットボットを組み込み、入力情報を分析して個人の関心に応じた**適切なおすすめ講座をプッシュ型で通知**。
- **社会人の学びに役立つ情報発信**：教育訓練給付等の経済的支援に関する情報や最新の開発プログラム等に関する**特集記事**や、学びのロールモデルを見つけるための**修了生インタビュー**等を定期的に発信。**企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新**を予定。
- **広報・周知**：web広告等を活用して「マナパス」や大学等を活用したリカレント教育の**必要性・有用性を普及啓発**。

※ 令和2年度から機能改善を図りながら継続的に運用

※ 令和6年度中に、UI(ユーザーインターフェース)改善を目的としたサイトリニューアルを予定。

サイトイメージ

<講座検索(トップページ)>



<会員向けマイページ>



※ 令和6年度中に、UI(ユーザーインターフェース)改善を目的としたサイトリニューアルを予定。

事業を通じて得られる成果(インパクト)

- ✓ 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- ✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化するとともに、オンラインコミュニティを通じて学ぶ仲間と切磋琢磨することで、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

(総合教育政策局生涯学習推進課)